

特定間伐等促進計画

北海道空知郡奈井江町

令和5年3月

(変更:令和7年4月)

1 特定間伐等促進計画の目標

間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた北海道の基本方針や当町の間伐等の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で95.9ha（年平均9.5ha）の間伐等を行うことを、本奈井江町特定間伐等促進計画の目標とする。また、主伐後の確実な再生林を中心とした造林の実施を促進し、地球温暖化防止に向けた森林吸収量源の確保に努めることとする。

2 特定間伐等促進計画の区域

道の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準に従い、さらに、本町の森林の多面的機能や受益区域との関係、また、林道等の林内路網の整備状況を勘案して区域を設定する。

区域の範囲 別図のとおり

3 特定間伐等の実施計画

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林に関する事項 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林に関する事項 | | |
| (3) 作業路網 | | |
| (4) その他施設 | | |
| (5) 事業実施箇所 | | |

4 特定間伐等の実施計画の実績

- | | | |
|---------------|---|--------|
| (1) 間伐・造林 | } | 別紙のとおり |
| (2) その他間伐及び造林 | | |
| (3) 作業路網 | | |
| (4) その他施設 | | |

5 特定植栽促進区域

都道府県の基本方針に定められた特定植栽促進区域のうち、本町における特定植栽促進区域の範囲は別図のとおりとする。

6 特定植栽事業の実施方法

(1) 植栽すべき特定苗木の種類

クリーンラーチ

(2) 特に実施すべき造林の方法等の特定植栽事業の実施方法に関すること。

特定植栽の実施に当たっては、供給量の限られる特定苗木を有効に活用することにより、森林吸収量の最大化を図っていく観点から、特定苗木の特性及び特定植栽促進区域の自然的社会的条件に応じ、1ヘクタール当たり概ね1,500本程度の低密度での植栽に努めるほか、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業の導入、下刈り年数の目安を3年とすることなどにより、造林の低コスト化・省力化に努めるものとする。

7 特定植栽事業の実施の促進のための方策

(1) 現地検討会の開催等による特定植栽事業に関する技術の普及に関すること。

実施主体は、継続的に現地検討会等を開催し、特定植栽事業に関して得た技術の普及を行い、地域における主導的役割を果たすよう努める。

(2) 集落説明会の開催等の特定植栽事業の情報提供に関すること。

実施主体は特定植栽事業の実施に伴い得られた、育成状況等の有益な知見について、あらゆる機会を通じ地域内の関係者に対し、積極的な情報提供に努める。

8 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

(1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。

当町の森林所有形態は、道有林1, 275ha(26%)、奈井江町有林2, 476ha(52%)、私有林1, 070ha(22%)であり、一般民有林のうち個人所有面積は299haで平均5ha以下の零細所有者が多く、職業別所有者区分では農業従事者が36%を占め、経営者の高齢化が進み、森林施業の実行が弱まってきています。こうした状況の中では森林施業の共同化が不可欠であり、そのため森林所有者及び森林組合など林業関係者が一体となって施業の集約化・共同化に向け、積極的な推進活動を図ることとする。

小規模な森林所有者が多い本町においては、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の集約化や共同化を進める体制を構築するとともに、森林経営計画を作成し、計画的・合理的な林業経営を推進する必要があります。そのために施業実施協定の締結を推進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図る。

(2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。

森林GIS等の電子データや事業実施主体等の施業情報を積極的に活用し、森林情報の収集及び解析、境界の確認等を進め、効率的な森林施業の推進に努める。

また、収集した森林情報を活用し、森林施業プランナー等と連携して具体的な森林整備に関する施業プランを作成し、森林所有者等の意見集約に努め、合意形成等の推進に努める。

9 路網整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

(1) 路網の整備の推進に関すること。

間伐等の効率的な森林施業を実施するため、林地の傾斜や搬出方法、林内路網密度等に考慮した、林道、林業専用道、森林作業道などの丈夫で簡易な路網の整備の推進に努める。

(2) 高性能機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。

路網の整備状況を踏まえ、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等に応じた、高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な間伐等の作業システムの導入を図るとともに、それら作業システムの普及及び定着に努める。

また、作業用ドローンや、自動草刈り機械等も含めた高性能林業機械等の導入にあたって、各種情報の提供に努める。

(3) コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進に関すること。

造林、保育コストの低減を図るため、現在、国や道が試験的に実施している、コンテナ苗木の植栽状況やコンテナ苗木生産状況等の情報収集に努め、森林施業プランナー等と連携し、森林所有者や事業実施主体等とコンテナ苗木の活用等について意見集約を図り、また、適地適木による植栽樹種の選定や植栽本数の低減等について意見集約を図り、合意形成等に努め普及・定着を図る。

10 間伐材の利用の推進

(1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。

住宅における地域材の利用や、公共建築物及び公共施設に係る工作物における木材の利用、木質バイオマスの利用の推進等、道産材のブランド化の推進等、幅広い取組を通じて間伐材等の利用を促進するため、川上から川下等の関係者が集まる会議や協議会等に積極的に参加し、関係者との合意形成や情報の共有化に努める。

(2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。

町内においては、製材工場、チップ工場等の林産物加工場がないため、林業事業体においては森林組合及び近隣の市町にある林産物加工場と連携をとり、間伐材の有効利用と安定供給体制の促進に努める。

1 1 人材の育成・確保等

北海道林業事業体登録制度を活用し、林業就業に意欲を有する者を対象とした技能・技術研修等の活用による新規就業者の確保、路網の整備や高性能林業機械の操作など高度な技術や専門的知識を有する技術者、また、高い生産性・安全性を確保しながら林内作業が実施できる技能者の育成に努めている林業事業体に対して、森林整備等を委託するなどし、人材の育成や確保に努める。

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化等による広域化を進め経営の体質強化、高度化に努める。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合等の経営基盤の強化が必要なことから、組織体制の充実や事業活動の強化等を図り、地域の中核となる森林組合等の育成に努める。

また、道が森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託して実施する場合は、適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努める。